

有田市技能労務職員の給与等の見直しに向けた取組方針

平成20年3月

1 現状

(1) 職種ごとの人数、平均年齢、平均給与等及び民間データ

区分	有 田 市				民 間 企 業			A/B
	職員数	平均年齢	平均給料 月額	平均給与 月額(A)	類似職種	平均年齢	平均給与 月額(B)	
全 体	46	51.9	316,451	343,095	-	-	-	-
清掃職員	4	41.7	297,305	343,550	廃棄物処理業従業員	43.3	300,100	1.14
学校給食員	9	54.8	325,877	332,111	調理師	41.5	256,800	1.29
用務員	13	56.5	353,931	371,638	用務員	53.7	228,900	1.62
その他	20	49.8	291,679	331,940	-	-	-	-

民間データは、厚生労働省が公表している賃金構造基本統計調査を使用しています。(平成16年～18年の3ヶ年平均)「平均給与月額」とは、平成19年4月1日現在における給料月額と扶養・住居・通勤・時間外勤務手当等すべての諸手当の合計です。
技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。

(2) 年齢別職員数

区分	～31歳	32歳 ～35歳	36歳 ～39歳	40歳 ～43歳	44歳 ～47歳	48歳 ～51歳	52歳 ～55歳	56歳 ～59歳	60歳 以上
全 体	0	4	2	4	1	5	8	22	0
清掃職員	0	1	1	1	0	1	0	0	0
学校給食員	0	0	0	1	0	1	1	6	0
用務員	0	0	0	0	0	1	3	9	0
その他	0	3	1	2	1	2	4	7	0

(3) その他給与に関する事項

給料表
行政職給料表(一)適用

技能労務職員に係る特殊勤務手当

種 類	手 当 額	支 給 対 象
廃棄物処理及び運搬	日額 500円	廃棄物の処理及び運搬に従事することを命ぜられた職員
し尿搬送手当	1回 400円	し尿の運搬のため運転を命ぜられた職員
浄化槽の管理	日額 300円	浄化槽を管理する職員
動物の死体処理	1件 1,000円	動物(犬、猫等)の死体処理に従事することを命ぜられた職員

昇給基準

毎年1月1日に前1年間の勤務成績に応じて4号給(55歳を超える場合は2号給)を標準として昇給

2 基本的な考え方

人員については、退職不補充としており、平成15年度から新規採用は行っていません。また、職員の希望者には、職種変更試験を実施して、事務職への職種転換を図り、人員の削減を行っていきます。

給与面については、今後も民間の給与水準との均衡に十分留意しながら、適正な給与の運用に取り組んでいきます。

3 具体的な取組内容

(1) 民間委託の推進及び定員削減

ごみ収集業務については、以前から一部地域で民間委託を行っており、平成19年4月からは、完全民間委託化を実施しています。また、学校給食業務については、平成20年4月から民間委託を実施します。

昨年度から、職員の希望者に対し、職種変更試験を実施して、事務職への職種換えを行っており、早期の定員削減を図っています。

(2) 昇給制度の確立

平成19年度から全職種を対象とした新たな人事評価制度を導入し、評価に応じた昇給制度の確立を図っています。

(3) 諸手当の改善

平成20年度から動物死体処理手当を廃止します。また、全職種を対象に、平成20年度から通勤・住居手当を国公基準に改定します。

4 その他

今後も職種変更試験を実施し、早期の定員削減を図るとともに、技能労務職場の状況を精査し、民間に委ねることができる業務については、民間委託を推進していきます。